

2024年7月18日

各位

会社名	株式会社Nextone
代表者名	代表取締役CEO 阿南 雅浩 (コード番号：7094 東証グロース)
問い合わせ先	取締役 渡邊 史弘 (TEL：03-5475-5029)

全世界のYouTube 動画視聴における著作権使用料直接徴収に関するお知らせ



株式会社 Nextone（本社：東京都渋谷区、代表取締役 CEO：阿南雅浩、以下「当社」）は、動画配信サービス「YouTube」における管理範囲を拡大し、これまでの日本地域に加えて、一部地域を除く全世界のYouTube上で視聴される動画を対象として、運営会社である Google LLC からの著作権使用料の直接徴収を開始しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 使用料徴収開始日
2024年7月1日（月）
2. 管理対象国・地域
全世界
（*1 カナダ及び中南米 17 カ国を除く）
3. 対象サービス・権利
動画配信サービス「YouTube」の動画視聴における著作権使用料（*2 演奏権・録音権）
（*3 アメリカ合衆国、ブラジル及びアジア 8 カ国における演奏権使用料を除く）

*1 の除外国と*3 の演奏権使用料については、当社の既存海外徴収ネットワークを通じて使用料の徴収が行われます。

*2 YouTube を含むデジタルサービスにおけるインターネット上の音楽利用では、著作権のうち演奏権と録音権の双方が働きます。日本国内ではこれらの権利を「インタラクティブ配信」として一つの区分で管理していますが、海外地域では、これらの権利を別々の事業者が分けて管理することが一般的となっています。

当社は、日本国内における YouTube 動画視聴に関する著作権使用料の徴収において、2017 年から CONTENT ID の仕組みを基礎としたデータエクステンション機能を活用しており、管理作品が含まれている YouTube 動画を精度高く特定し、視聴回数に応じて著作権者へ分配する仕組みを実現しております。

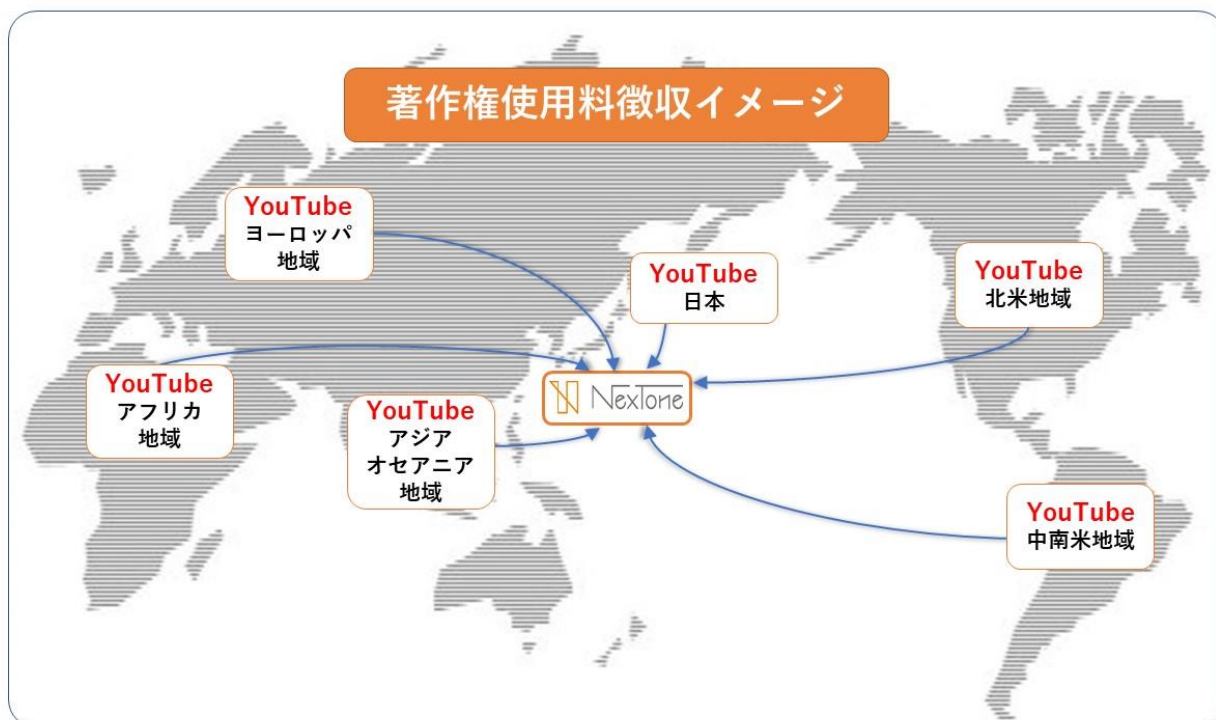
海外地域における使用料徴収については、2021 年 4 月に管理を開始し、現地の著作権管理事業者等が徴収を行い、当社へ送金するスキームにて管理を行って参りましたが、この度の取組みにより、当社が長年に渡って日本国内の管理で培ってきたノウハウを、海外地域における管理に活

用いたします。

これにより、管理作品が利用されている動画の特定精度が飛躍的に向上することに加えて、著作権者への使用料分配スケジュールの早期化が図られ、また、管理作品の利用地域や再生回数等の詳細情報を著作権者にご提供することが可能となります。

当社は、これからも海外地域における使用料徴収の精度向上と効率化に向けた取組みを推進し、著作権者の皆様のメリットを追求して参ります。

本件が、当社グループの 2025 年 3 月期の損益状況に及ぼす影響は軽微なものを見込んでおります。今後、適時開示の必要性が生じた場合には速やかに開示いたします。



以上

■株式会社 NexTone 会社概要

名称 : 株式会社 NexTone

URL : <https://www.nex-tone.co.jp/>

設立 : 2000 年 9 月

代表者 : 代表取締役 CEO 阿南 雅浩

所在地 : 東京都渋谷区恵比寿 4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー10F

事業内容 : 著作権管理事業、デジタルコンテンツディストリビューション事業、音楽配信事業、ビジネスサポート事業 等

本件に関するお問い合わせ先
株式会社 NexTone 経営企画部
ir@nex-tone.co.jp
<https://www.nex-tone.co.jp/inquiry/>